

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画
【第3期】

計画期間

令和4年4月 1日から
令和9年3月31日まで

大分県

目次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	
	(1) 現状	
	①生息環境	1
	②生息動向及び捕獲状況	2
	③被害及び被害防止状況	5
	(2) 管理の目標	
	①管理地域区分	6
	②管理目標	6
	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	
	①基本方針	6
	②管理体制の構築	7
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	
	(1) 捕獲計画	7
	(2) 個体数調整捕獲の具体的施策	
	①有害鳥獣捕獲体制の整備	8
	②被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進	8
	③狩猟における規制緩和	8
	④捕獲の担い手の育成	9
	⑤効率的な捕獲方法の普及	9
	(3) 捕獲数管理	9
7	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	9
8	その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項	
	(1) 集落ぐるみで実施する農林業被害対策	9
	(2) 獣肉利活用対策	10
	(3) モニタリング	10
	(4) 錯誤捕獲への対応	10
	(5) 感染症及び安全対策の実施	10
	(6) 実施体制	
	①大分県鳥獣被害対策本部	11
	②大分県鳥獣被害現地対策本部	11
	③市町村鳥獣被害防止対策協議会	11
	④評価機関・諮問機関	12
	⑤関係県等との連携	12

1 計画策定の目的及び背景

本県では、近年、主に中山間地域においてイノシシによる農作物被害が深刻化している。これまで電気柵や金網柵を設置して集落や農地への侵入を防いだり、有害鳥獣捕獲により捕獲を強化してきたが、依然として被害が発生している状況である。

一方、獣肉として利用される等、地域資源として活用していく必要もある。

このため、イノシシについて、加害個体管理や被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、農林業被害の軽減を図ることを目的に、第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県下全域を対象とする。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

① 生息環境

1) 地形及び気候

本県は九州の北東部に位置し、瀬戸内海と豊後水道に面しており、中央構造線が県を横断し、火山地帯に属しているため、その地形は多様で山地が多く、盆地、リアス式海岸、少ない平野が散在する。

気候は、瀬戸内海気候区と東南部の南海型気候区に大別されるが、複雑な地形を反映して、地域ごとの変化が大きい。海岸部は年平均気温が17℃前後であるのに対し、内陸部では14℃前後である。年間平均降水量は1,727mm（1991～2020平均）であるが、海岸部と山間部とでは大きな差がある。

2) 植生状況

本県の森林面積は約45万haで、県土の71%を占める。山地の多くはスギやヒノキのほかクヌギの植栽が進められ、スギ・ヒノキは主として建築用材として、クヌギはシイタケ原木として利用されており、全国有数の林業県である。

祖母傾山系や久住山系には豊かな自然林が多く残されており、高標高域にブナやミズナラなどの貴重な落葉広葉樹林が残され、絶滅が危惧される稀少植物も多い。

低標高域にはシイやカシ、タブノキなどの常緑広葉樹が豊かな里山の主要な構成樹種として分布している。

3) 自然公園等指定状況

本県は、複雑な地形がおりなす、すぐれた自然景観に恵まれており、県土の約28%が自然公園に指定されている。また、県土の約9%が鳥獣保護区及び休猟区（特例休猟区を含む）に指定されている。

4) 土地利用状況

耕地面積は55千haで、県土の9%を占める。このうちイノシシの分布拡大や生息数増加の原因の一つと考えられている耕作放棄地面積は年々増加し、平成以降に急激に増加している（表1）。

表1 耕作放棄地の推移 (単位：ha)

年度	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
面積	1,712	1,673	1,715	3,230	3,476	4,436	8,013	8,373	8,477

【資料：農林業センサス】

②生息動向及び捕獲状況

1) イノシシの生態

通常は、母親と娘、子供を中心とした群れを形成する。オスは生後1年ほどはこの群れで生活し、性成熟後に単独で生活する。食性は、イモや根茎、タケノコ、ドングリなどの植物食が中心で、昆虫の幼虫やミミズ、カエル等の動物質も食べる雑食性である。

イノシシの多くが1歳から出産を開始し、1回の出産で平均4～5頭を産む。繁殖率が高く、捕獲圧により一時的に生息数が減少しても、多子出産と早い初産により急速に増加する能力を持っている。さらに、暖冬による幼齢個体の死亡率の減少、耕作放棄地や荒廃した里山等の増加に伴うエサ場、潜み場の増加などの環境条件に恵まれると繁殖率が高まる。

2) 生息分布及び生息動向

令和2年度に捕獲した位置からイノシシの生息分布を推定すると、生息分布区域は、市街地を除き県内全域に及んでいる（図1）。

また、環境省が令和2年度に実施した全国の生息分布調査の結果からも、分布は県内全域に及んでいることがうかがえ、生息動向としては、1978年の調査で国東半島を除くほぼ全域で生息が確認され、2003年の調査では国東半島においても生息が確認されている（図2）。

なお、近年自動撮影カメラを使用した生息密度の推定手法が開発されているが、高コスト・労力で局所的密度の推定であるため、生息頭数の把握は行われていない。

R02イノシシ捕獲（狩猟+有害）位置図
 (口の数字は捕獲頭数を示す)

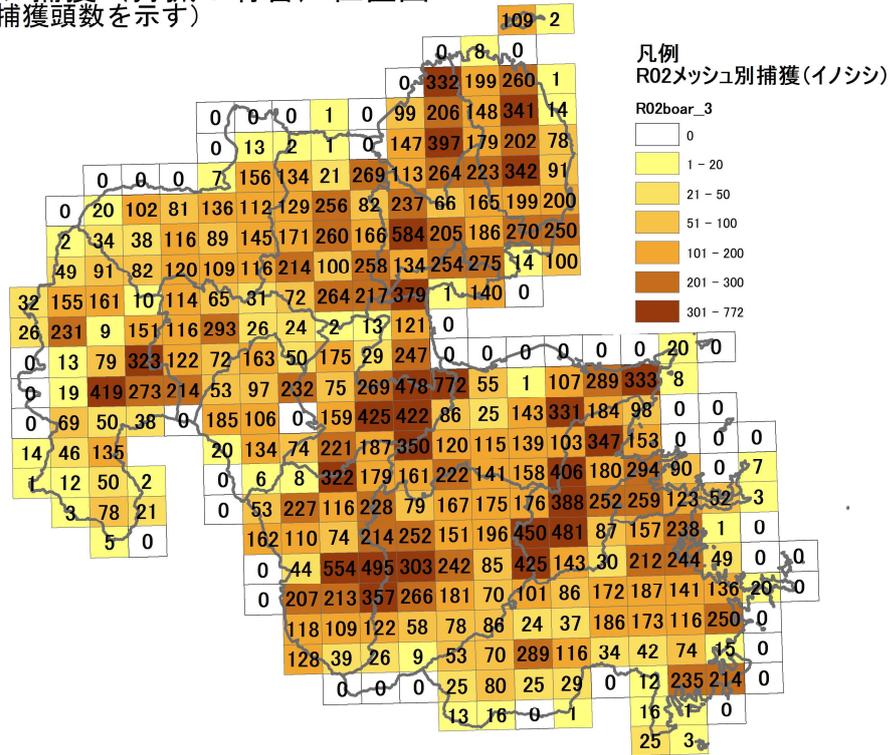


図1 令和2年度の捕獲場所から見る生息分布区域

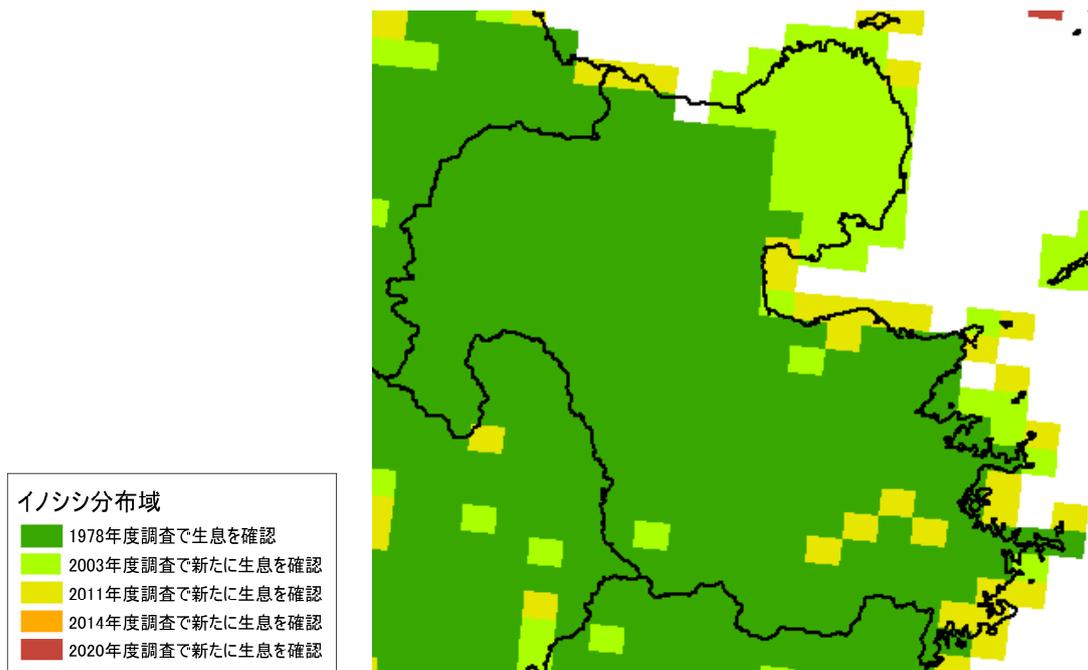


図2 令和2年度生息分布調査（環境省）による生息動向

3) 捕獲状況

平成4年以降のイノシシによる農林業被害額と捕獲頭数の推移を図3に示す。

平成14年から狩猟期間を延長し、平成19年からは休猟区におけるイノシシの捕獲を認める特例休猟区制度を導入するなど、規制緩和を積極的に行ってきた。

さらに、平成21年からは捕獲報償金枠を拡大し、捕獲圧を強化してきた結果、捕獲頭数はさらに増加し、平成27年度以降は約3万頭で推移している。

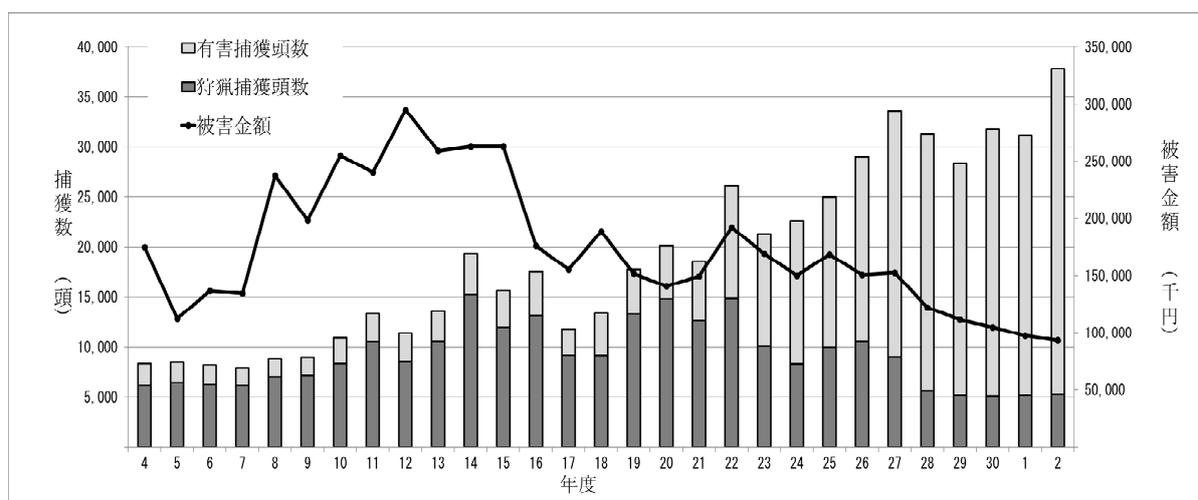


図3 イノシシによる農林業被害額及び捕獲頭数の推移

4) 狩猟者の動向

大分県の狩猟免許所持者数は図4に、年齢構成は図5に示すとおりであり、狩猟免許所持者が最も多かった昭和51年度と比較すると、全体の免許所持者は約5割程度まで落ち込んでおり、第1種銃猟免許は約2割、第2種銃猟免許は約1割未満まで減少しているが、網・わな猟免許については約1.3倍にまで増加している。

県では捕獲の担い手を確保するため、市町村や狩猟団体と連携し、初心者講習会や狩猟免許試験の機会を十分に設けるなど、免許取得者、とりわけわな猟免許の取得を推進している。これにより、わな猟免許所持者は増加し、平成22年度には初めて、わな猟免許所持者数が銃猟免許所持者数を上回った。

さらに、平成29年度から狩猟免許申請や有害捕獲従事者の免許更新申請に係る手数料を全額免除するなど狩猟者確保対策を強化しており、近年は僅かながら増加に転じている。しかしながら、狩猟免許所持者の高齢化は依然として進行しており、4年連続で改善しているものの、令和2年度には60代以上が72%を占め、有害鳥獣捕獲班員の確保が難しくなるなどの課題も生じつつある。

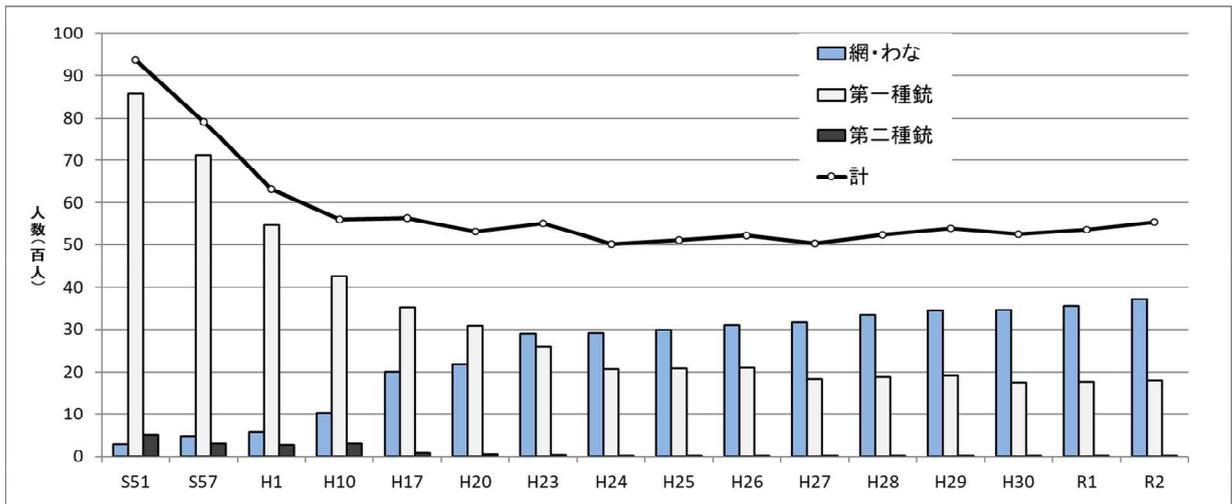


図4 狩猟免許取得者数の推移

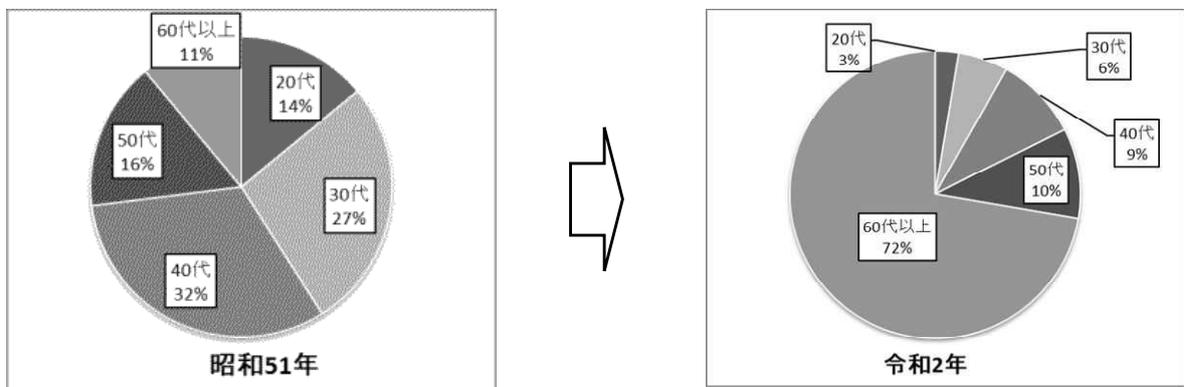


図5 狩猟免許取得者の年齢別構成の比較

③被害及び被害防止状況

1) 被害状況

平成元年以降、イノシシによる農林業被害額は年々増加し、平成12年にピークの2億9千万円となった。平成23年に鳥獣被害対策本部を設置して総合対策を進めてきた結果、年々被害は減少し、近年は1億円を下回っているが、農林業被害は依然として深刻な状況にある。

農林業被害額のうち、約95%を農業被害額が占め、作物別では水稻の被害が最も大きく、野菜、いも類、果樹の割合も高い。林業被害は、若齢造林地の掘り起こしや泥浴び後の擦りつけ、タケノコの掘り起こしの他、椎茸ホダ木の押し倒しなどの被害が発生している(表3)。

表3 イノシシによる農林業被害金額の推移

被害区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
農業被害	131,429	105,165	99,586	99,175	92,676	90,621
林業被害	19,191	16,280	10,448	4,729	4,089	2,624
その他被害	2,088	726	1,341	1,005	586	6
計	152,708	122,171	111,375	104,909	97,351	93,251

(単位:千円)

2) 被害防止状況

イノシシによる被害を防止するため、国庫補助や県単独補助を活用した防護柵の設置を推進している（表4）。

表4 直近5カ年間の被害防除実施状況

単位: km

年度	柵種類	H28	H29	H30	R1	R2
県単事業	電気柵	147	185	172	145	124
	トタン柵	1	1	1	1	1
	鉄線柵等	33	3	3	6	5
国庫事業	農村基盤整備		39	114	95	73
	交付金事業	ハード事業 (金網柵が主)	308	330	163	201

(2) 管理の目標

①管理地域区分

管理は地域個体群で行うのが基本であるが、本県ではイノシシの分布が連続しており、被害も全県下に及んでいることから、全県を一つの管理区分とする。

②管理目標

イノシシについては、年4, 5頭出産するため生息管理が難しいことに加え、生息密度や個体数を推定する実用的・簡易的な方法が普及されていないことから、個体数を管理目標とするのではなく、農林業被害額を管理の目標としている。

農林業被害額は依然として深刻な状況が続いており、前期計画の管理目標である8千万円以下に達していないものの、県の長期総合計画との整合を図りつつ、より高次なものとするため、農林業被害額を7千万円以下に抑えることを目標とする。

【目標】

イノシシによる農林業被害額を7千万円以下に抑えることを管理目標とする。

なお、目標達成期限は本計画の終期である令和9年3月までとし、本計画実施後にモニタリングの結果などにより、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

①基本方針

イノシシによる農林業被害を防止するため、「予防（集落環境）対策」「捕獲対策」

「狩猟者確保対策」「獣肉利活用対策」の4つの対策を柱として、総合的な対策を推進する。

特に、潜み場を無くし、守るべき農地を防護柵で囲み、併設する箱わなで農作物を荒らす里に居着いたイノシシを捕獲する取組を推進し、集落をエサ場としない「鳥獣から農作物を守る集落」の育成を強化する。

②管理体制の構築

イノシシの管理計画の目標を達成するために、以下の項目を実施する（図6）。

- 1) 第二種特定鳥獣管理計画に沿った施策の実行
- 2) 捕獲状況、被害状況などの調査
- 3) 専門家で構成される特定鳥獣保護管理検討委員会における、調査結果の分析、施策の評価
- 4) 評価結果の第二種特定鳥獣管理計画への反映

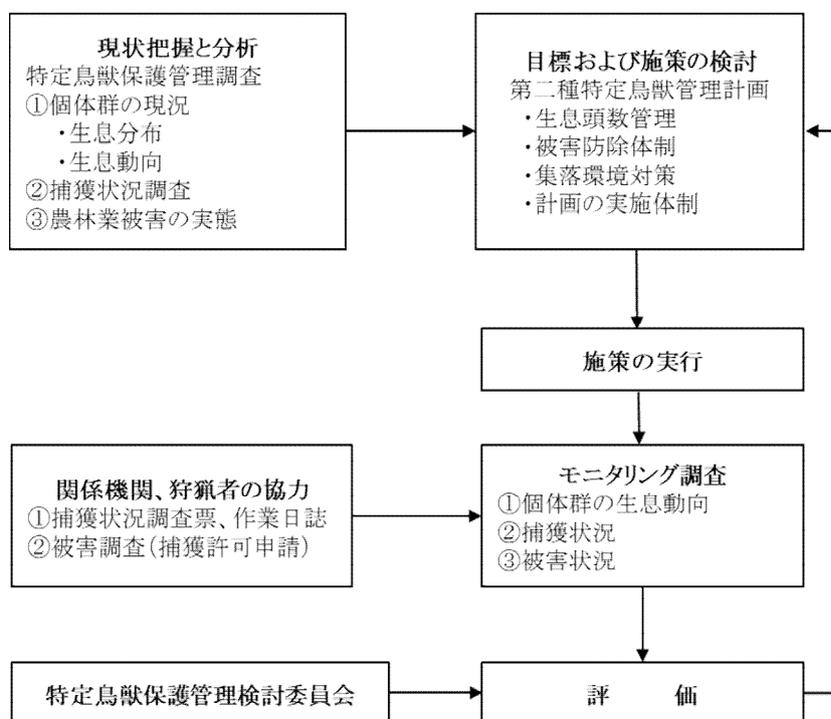


図6 第二種特定鳥獣管理体制

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲計画

農林業被害軽減のため、狩猟における規制緩和を継続し、狩猟における捕獲の推進を図るとともに、有害鳥獣捕獲を推進する。

ただし、イノシシは繁殖率が高いため、捕獲を効果的に行うことが重要であることから、有害鳥獣捕獲の実施においては以下のことに留意する。

- ① 被害が発生した場所、若しくはその場所に近い地域で捕獲を行うことを徹底する。

- ②イノシシによる被害状況や捕獲位置などの情報を収集・分析し、効果的な捕獲を推進する。
- ③成獣を含めた群れごとの捕獲、箱わなによる捕り逃がしの防止を徹底することにより、箱わなに侵入しない学習個体の発生を抑制する。

(2) 個体数調整捕獲の具体的施策

①有害鳥獣捕獲体制の整備

捕獲班の編成にあたっては、農林業の被害発生時には、迅速かつ的確に出動できる体制の整備を推進する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に定められる有害鳥獣被害対策実施隊による捕獲を推進するとともに、農林業者による自衛を目的とした捕獲体制を整備するよう努める。

また、捕獲を効率的に実施するため、市町村と連携し、狩猟者団体・農林業関係団体等と、集落や地域住民との情報の共有を図る。

②被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進

農林業被害が常習的な地域においては、過去3年間の被害状況に基づく被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）を推進し、被害の未然防止に努めるとともに加害個体の減少を図る。

③狩猟における規制緩和

1) 狩猟期間の延長

イノシシによる被害は依然として高く、目標を達成していないため、前計画と同様に狩猟期間の始期を0.5ヶ月早め、終期を1ヶ月伸ばし、11月1日から翌年3月15日までの4.5ヶ月を狩猟期間とする。

2) 禁止する猟法の一部解除

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条の規定により、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるイノシシ等の狩猟は禁止されているが、この規制の目的は、輪の直径を小さくすることで捕獲率を下げ、大型獣、特にツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものである。

しかし、本県においてはツキノワグマの生息は確認されていないことから、くくりわなによるイノシシの捕獲率向上のため、従来どおり輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるイノシシの狩猟を可能とする。

3) 特例休猟区における第二種特定鳥獣の可猟化

第13次鳥獣保護管理事業計画において、特例休猟区に指定された区域については、第二種特定鳥獣であるイノシシの狩猟を可能とする。

【狩猟規制緩和】

- ①イノシシの狩猟期間を4.5カ月とする（毎年11月1日～翌3月15日）
- ②輪の直径が12cmを超えるくくりわなによるイノシシの捕獲を可能とする
- ③特例休猟区の制度を活用し、イノシシの狩猟を可能とする

④捕獲の担い手の育成

狩猟者の確保・育成を図るため、引き続き、狩猟免許試験申請・更新や狩猟者登録に係る手数料の免除、有害鳥獣捕獲従事者の登録・狩猟税を不要とする措置を実施するとともに、若者や自衛隊OB等を対象に狩猟の基礎知識を学び興味をもってもらうためのセミナーの開催、市町村や狩猟者関係団体と連携した狩猟免許取得のための講習会の開催、狩猟免許試験の回数確保、狩猟免許取得後のスキルアップを図るための研修に取り組む。

⑤効率的な捕獲方法の普及

新規の狩猟免許取得者を対象に、スキルアップを図るための研修会を開催し、捕獲技術や安全な止め刺し技術等の向上を図るとともに、ICTを活用したわな等による捕獲技術の普及を行う。

（3）捕獲数管理

個体数管理を適切に実施していくため、市町村および狩猟者の協力を得て、有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲及び狩猟における捕獲状況を調査し、捕獲数を管理するものとする。

7 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

国立・国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等が多数設定されており、一定の保護は図られているものと思われる。

今後は、イノシシの潜み場所となり得る耕作放棄地等の解消や、イノシシの餌付けとなり得る放任果樹や作物残渣等の撤去等により、住宅や農地周辺に居付かない、個体数を増やさないための集落環境管理を推進する。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のための必要な事項

（1）集落ぐるみで実施する農林業被害対策

農林業被害軽減のためには、個人毎ではなく集落全体で対策を行うことが効果的であるため、集落ぐるみで潜み場を無くし、守るべき農地を防護柵で囲み、併設する箱わなで農作物を荒らす里に居着いたイノシシを捕獲する取組を推進し、集落をエサ場としない「鳥獣から農作物を守る集落」の育成を強化する。

(2) 獣肉利活用対策

捕獲したイノシシの肉を地域資源として活用するため、これまでの処理加工施設における衛生管理や処理能力向上の取組を活かせるよう、飲食店等での取扱量の増加に向けた支援を行い、県産ジビエの普及を推進する。

(3) モニタリング

イノシシについては、生息密度や個体数を推定する実用的な・簡易的方法が普及されていないことから、捕獲頭数、農林業被害額・面積、被害防止対策の実施状況等の調査結果により状況を把握し、適切な捕獲対策、被害防止対策を推進する。

(4) 錯誤捕獲への対応

① カモシカ等の錯誤捕獲の予防

捕獲従事者は毎日わなを見回ること、設置したわなの周辺でカモシカ等の生息が確認された場合、わなを移動する等、わなを設置する上での基本事項を徹底するよう周知し、錯誤捕獲の発生防止に努める。

② 放獣体制の整備

関係機関と連携してカモシカの錯誤捕獲が発生した際の連絡・放獣体制について整備し、生息域周辺の捕獲者・狩猟関係団体、獣医師（動物病院）、行政関係者に周知徹底する。

(5) 感染症及び安全対策の実施

① 防疫措置の実施内容及び実施体制

豚熱（CSF）への対応が必要となった場合においては、野生イノシシの捕獲強化を図っていくことが重要となっている一方で、捕獲行為には、野生イノシシへの接触を通じて、豚熱（CSF）ウイルスの拡散リスクが伴うことから、捕獲を行う場合は、個体を適切かつ確実に処理する。さらに、衣服や猟具、車両等に着したウイルスを非意図的に持ち出し、感染を拡大させることがないよう、捕獲従事者及び狩猟者の防疫措置の実施について徹底する必要がある。

対策に当たっては、国の「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」も参考の上、畜産部局等の関係部署・機関と連携し、畜舎への侵入防止柵の設置指導や必要な防疫措置を行うとともに、環境省の「指定管理鳥獣捕獲等事業」等関連事業の活用も検討する。

② 人獣共通感染症への注意喚起

イノシシが関係する感染症のうち、捕獲作業等によるイノシシとの接触で注意すべき感染症として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症がある。また、解体作業をした手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎等がある。

捕獲作業等に伴い、捕獲したイノシシから、あるいは捕獲地周辺において、ダニ媒介等の感染症に感染する危険性があることから、狩猟者や捕獲従事者等に対して、感染防止のために、作業時にダニに刺されにくい服装とする等の注意喚起を捕獲作業開始時等の機会を捉えて実施する。また、解体作業は素手を避けることや、肉等を食する際は十分加熱するといった注意喚起についても必要に応じて実施する。

③ 感染症に関する状況把握

本県において事例はないものの、令和3年1月時点で、22都府県において野生イノシシに対して経口ワクチンの散布による豚熱（CSF）抗体付与が実施されている。欧州委員会のガイドラインでは、40～50%の野生イノシシが抗体を保有すれば豚熱（CSF）の感染拡大を止めることができ、60%で豚熱（CSF）を撲滅可能とされている。抗体保有状況の把握には、遺伝子検査及び抗体検査が必要であり、それには捕獲従事者の協力によるサーベイランスが不可欠となることから、必要に応じてサーベイランスの実施や抗体保有率の状況確認等も検討する。

また、豚熱（CSF）等の獣畜共通感染症や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の人獣共通感染症の感染拡大防止の状況把握が必要な場合は、必要な情報の収集を行う。

④ 安全対策に関する配慮

イノシシ等の捕獲は、上記のダニ等による感染症のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。

捕獲を行う際には、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の責任の所在についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した実施に努める。

（6）実施体制

① 大分県鳥獣被害対策本部

県庁内関係課室及び市町村、関係機関・団体と連携を図りながら、適切な対策を検討するとともに、大分県鳥獣被害現地対策本部に対する指導及び支援を行う（図7）。

② 大分県鳥獣被害現地対策本部

県振興局の農業部門と林業部門とが連携し、各市町村や関係団体と一体となって、被害防止対策や捕獲対策の指導等を行う。

③ 市町村鳥獣被害防止対策協議会

市町村は、関係団体及び地域住民等で構成する対策協議会を設置し、被害防止計画に基づき、捕獲体制の整備や集落ぐるみの被害防除対策を推進する。

④ 評価機関・諮問機関

計画の作成・改訂にあたっては、評価機関である特定鳥獣保護管理検討委員会において、学識経験者等専門家の助言を受けながら、具体的な対策等を検討・評価する。また、諮問機関である環境審議会（鳥獣部会）の意見を求める。

⑤ 関係県等との連携

本県と隣接する関係県と連携し、分布状況、被害状況及び被害対策の実施状況等の情報を交換し、連携して対策を検討する。

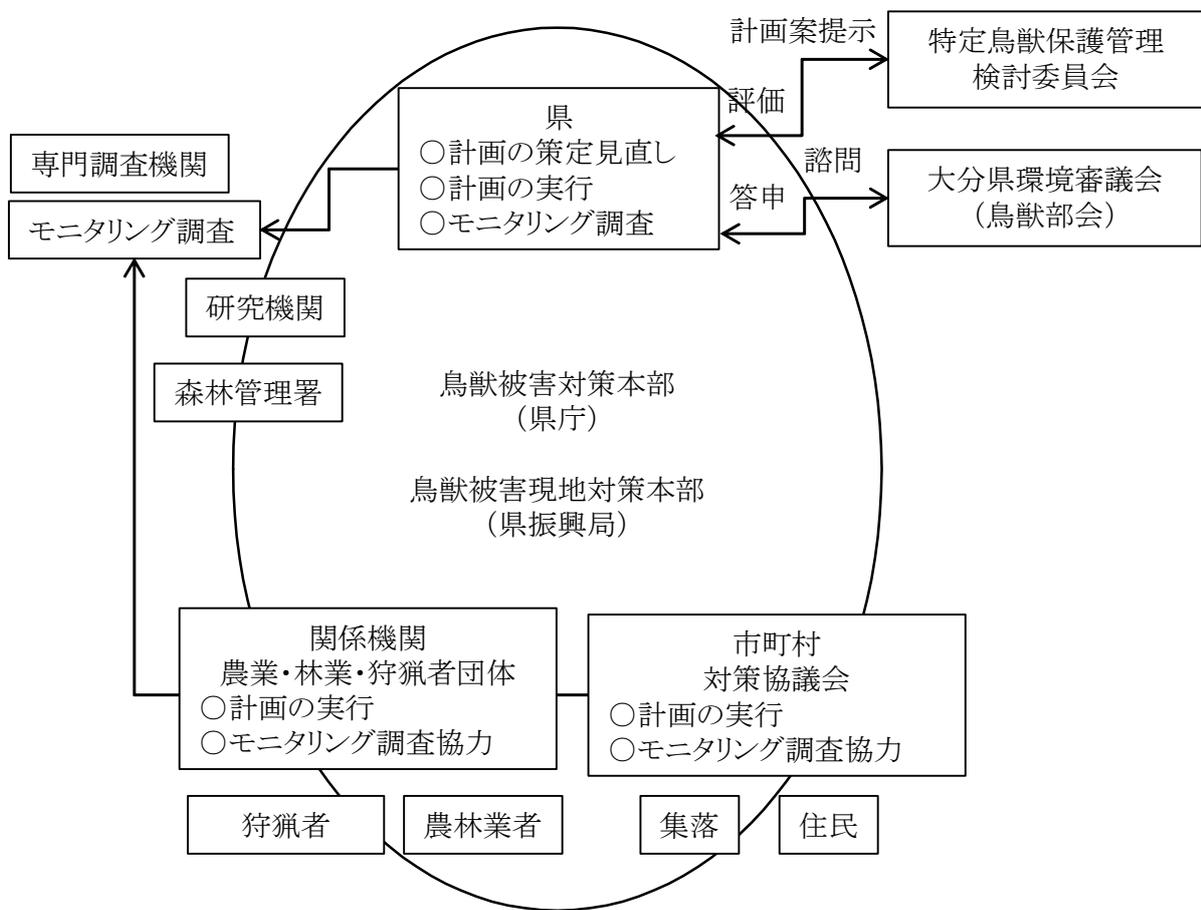


図7 第二種特定鳥獣管理実施体制